

任期付職員（中小企業庁事業環境部財務課）の募集について

令和7年12月10日
中小企業庁
事業環境部財務課

中小企業庁事業環境部財務課では、中小企業の事業承継、M&Aに係る各種施策の企画・立案、執行業務を行っています。

近年、中小企業においては、経営者の高齢化に伴う事業承継の課題が顕在化しており、税制や予算を始めとした政府支援策に加え、中小M&Aの市場環境整備のためのガイドラインの策定やM&A支援機関登録制度の運用を行っています。

当課では、こうした分野に関する法制度の企画立案等を行う職員を募集しています。希望者は下記の要領で応募してください。

記

1. 応募資格

弁護士の資格を有し、事業承継やM&A等に関連する法制度（民法、会社法、税法等）に関する知識を持つとともに、弁護士法人等において、原則として2年以上の実務経験を有する者。日本国籍を有すること。

2. 募集人数

1名

3. 採用期間

令和8年5月以降、2年間程度を予定。

(延長の可能性あり。本人の希望を考慮の上、調整)

※具体的な勤務開始日については応相談

4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

勤務地は経済産業省別館（千代田区霞が関）。通常の勤務時間は、9:30 から18:15までです（週5日、土日祝日を除く）。

給与（俸給及び期末手当等の諸手当）は、実績等を考慮の上決定します。課長補佐級の担当官として勤務していただく予定です。

5. 業務内容

(1) 中小M&Aガイドライン・M&A登録支援機関制度の運用及び改定等に向けた検討・調整に関すること

- (2) M&A専門業者をはじめとする事業者や業界団体、土業団体等との各種調整に関すること
- (3) 事業承継・M&A、PMIの普及に関すること（各種ガイドラインの普及等）
- (4) 経営承継円滑化法の執行に関すること
遺留分に関する民法の特例、所在不明株主に関する会社法の特例、金融支援、事業承継税制等に関する支援策の執行及び法令解釈等
- (5) その他事業承継・M&Aに関する上記業務の関連業務 等

6. 応募方法

- ①履歴書（写真貼付）
- ②職務履歴及び応募理由書（A4判用紙に1～2枚程度にまとめたもの。様式自由）
を電子メール又は郵送にて提出して下さい。

7. 応募締切

令和8年2月15日（日）（郵送の場合は当日消印有効）

※応募期間中に採用者が決定した場合には、応募を締め切らせていただきます。

8. 選考方法

書類選考の後、数名の経済産業省職員が面接を行います。書類選考には1週間程度かかります。面接の連絡は、書類選考を通過した方のみに行います。

なお、応募があった方から書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

9. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報は、本採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

10. 応募書類の提出先・問い合わせ先

中小企業庁事業環境部財務課

担当：西本

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-5803

Email：nishimoto-hiroshi1@meti.go.jp

※●を@に置き換えて下さい。

<郵送の場合> 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁事業環境部財務課 採用担当（西本）宛